

令和5年度 健康管理相談員（会計年度任用職員）勤務条件

項 目	内 容
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ 令和6年4月1日以降、勤務実績等が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務場所	東京都立王子特別支援学校（所在地：東京都北区十条台1-8-41）
職務内容	都立高校等における産婦人科医を活用したユースヘルスケア事業に関し、養護教諭と連携し、以下の業務に従事する。 (1) 都立高校等において、養護教諭と連携し、健康に悩みを抱える生徒等及び保護者からの相談に対応 (2) (1)の相談内容が、産婦人科医への個別相談が必要か養護教諭とともに判断 (3) 産婦人科医が行う個別相談の事前事後の調整等、円滑な相談を支援 (4) 都立高校等の生徒等及び保護者向けに産婦人科医が行う講演会の事前事後の調整等を行う (5) 教職員向けに産婦人科医等が行う研修会の事前事後の調整等を行う (6) 都立高校等におけるユースヘルスケアに関する啓蒙活動を行う (7) 生徒等への支援に際しての業務報告書その他の保健記録等の書類を作成 (8) 「都立高校等における産婦人科医を活用したユースヘルスケア事業」に関する調査回答資料を作成 (9) その他、学校長が指示する業務
応募資格・求められる能力	次の要件を全て満たす者 (1) 保健師・助産師・看護師・養護教諭いずれかの免許を有する者 (2) 保健師・助産師・看護師・養護教諭として通算5年以上の実務経験を有する者又はそれと同等の能力を有する者 (3) 思春期の健康に関わる相談業務について、3年以上の実践経験を有する者又はそれと同等の経験若しくは能力を有する者 (4) 業務にはエクセル等を使用するため、PC操作が可能な者 (5) 教育に携わるのにふさわしい人格を有する者であり、学校内で知りえた事柄について、個人情報保護法及び関連する法令並びに保護法ガイドラインを遵守し、個人情報の適正な取扱いと、適切な安全管理を行うことができる者
勤務日数	週1日程度 年間10日から53日
勤務時間	1型 6時間（休憩時間無し） ※ 授業や学校行事によって土曜日・日曜日・祝日に勤務をお願いする場合があります。 ※ 年間の勤務日数は決まっていますが、月の勤務日数及び勤務時間の割り振りは、学校により異なりますので、詳細は学校までお問い合わせください。
社会保険	社会保険及び雇用保険の適用はありません
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇 (無給) 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護

	休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	1型 日額 12,400 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 2,600 円/日） ※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を翌月の 15 日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給